

平成 2 9 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

平成 2 9 年 6 月 2 日



議案第53号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり貸付料を減額して財産を貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1 貸し付ける財産 大東市立深野北小学校跡地

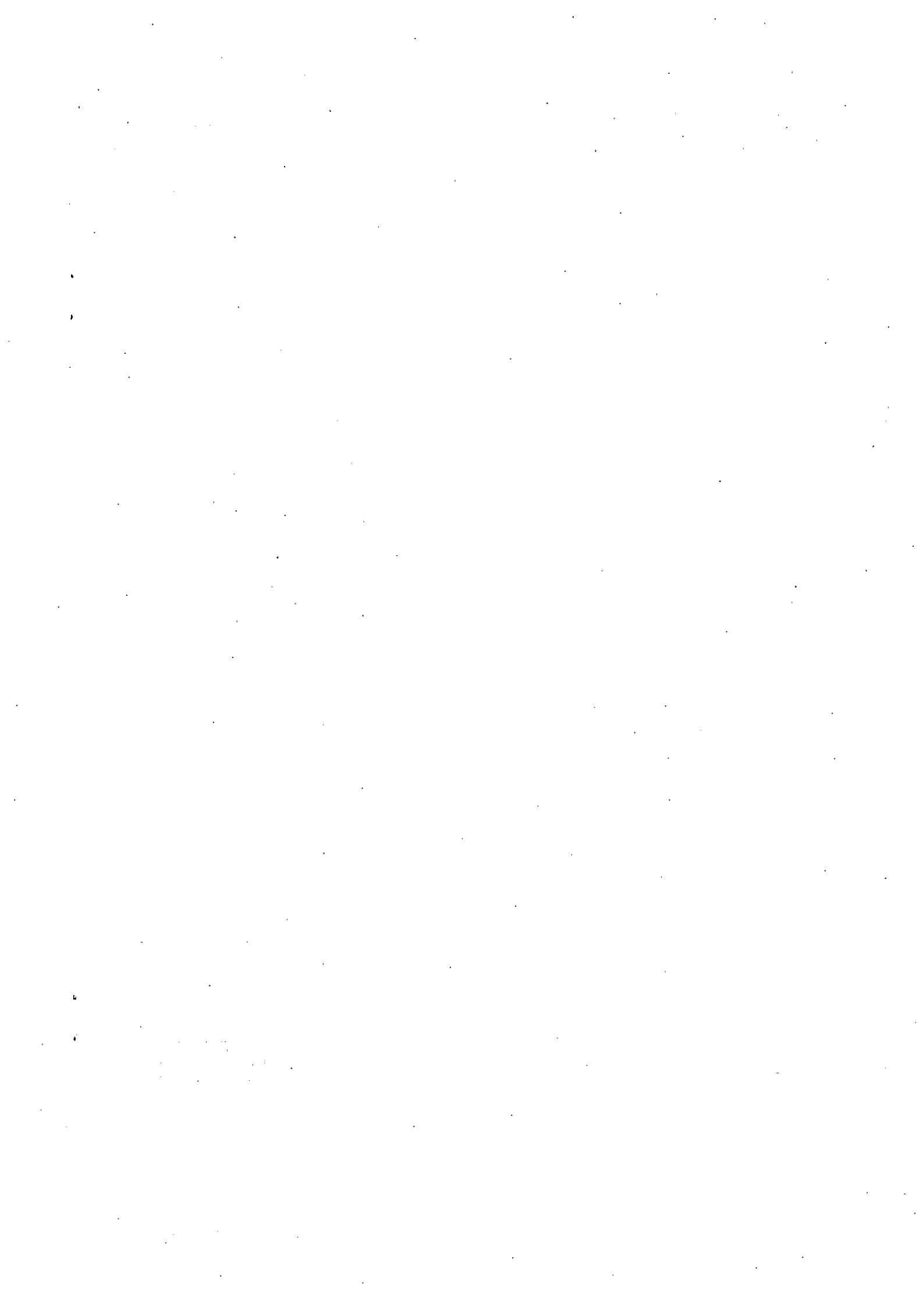
(1) 土地

所 在	地積 (㎡)	摘要
大東市深野三丁目86番1	7,636.77	建物用地
大東市深野三丁目64番5 他12筆	6,926.62	運動場
合 計	14,563.39	

(2) 建物

所 在	種類	床面積 (㎡)
大東市深野三丁目86番1	校舎	3,510.45
大東市深野三丁目86番1	体育館	680.00
大東市深野三丁目86番1	多目的室	90.44
合 計		4,280.89

- 2 貸付けの相手方 大東市深野三丁目28番3号
株式会社アクティブ・スクウェア・大東
代表取締役 植田 清伸
- 3 貸付期間 契約締結の日から5年を経過する日まで
- 4 貸付料 年額 3,000,000円
- 5 減額する理由 大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、公民連携のもと、貸付けの相手方が「大東でしか体験できない付加価値の高い暮らし方（大東スタイル）」の実現に向けて、大東市立深野北小学校跡地を活用し、「スポーツ・歴史文化・食」をテーマとした事業を展開するに当たり、当該事業の安定的な運営を確保する必要があるため。



印刷物番号

29-20